

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
総務部					
総務課					
自主防災組織支援事業	自主防災組織が実施する防災訓練や防災資機材整備を支援し、地域の防災力の向上を図る。	新見市自主防災組織設置要綱の規定に基づき届出のあった自主防災組織	防災訓練の実施及び防災資機材の整備にかかる経費について補助する。 【防災訓練の実施】 経費の10/10(上限額:200円×加入世帯数) 【防災資機材の整備】 経費の4/5(上限額:1,000円×加入世帯数) ・自主防災組織数:20組織(平成28年度末現在)	自主防災組織が実施する防災訓練など災害対策に対する市民ニーズは高い。 自主防災組織が市内全域に設立され、防災訓練などの防災活動が円滑に実施されるよう支援することが必要である。	自主防災組織が防災活動を円滑に実施できるよう、対象経費や補助率、補助上限額の改善を今後検討する。
職員採用試験事業	地方公務員法に定められた任用の根本基準である能力実証主義に基づく採用を行うため、競争試験を実施し優秀な人材確保に努めるとともに、適正な人員配置を行う。	採用候補者	第一次試験(教養試験、専門試験、作文試験、適性検査、体力試験等)及び第二次試験(面接試験)の実施。	法に基づき競争試験の方法により実施しており、公平性・客観性を確保する観点から、試験問題の作成及び採点業務については専門機関に外部委託している。現行の実施方法で問題ないと考えているが、専門職の受験者が少なく、必要数の確保が難しい状態にある。	現行の実施方法を継続しつつ、優秀な人材を確保する必要性から、年齢要件の緩和やUIJターン枠の新設などについて検討を進めていく。
宅地分譲事業	新見市土地開発公社が移住、定住を支援するための宅地を造成し分譲することにより、定住人口の増加を図る。現在、西方郷原住宅団地及び小岸住宅団地の分譲を行っている。 ・西方郷原住宅団地:平成11年度分譲開始 全23区画(うち分譲残区画:4区画) ・小岸住宅団地:平成18年度分譲開始 全8区画(うち分譲残区画:5区画)	市民及び市外からの移住者	分譲地の管理、販売 ・平成28年度販売数:1区画	現在分譲している2団地は、近年、販売実績がすぐれないもの31区画中22区画が分譲済みで、住宅も建築され定住につながっている。 宅地分譲は定住促進を図るうえで有効な施策ではあるが、近年、販売実績が少なくなっているため、販売方法の見直しを検討する必要がある。	残区画については、分譲価格や区画割りの見直しを含めて販売方法を検討するとともに、貸付を行うなど土地の有効活用に努める。
企画政策課					
地域の集會に使用する公会堂補助事業	集會施設の維持管理等を自主的に行ってもらうため、地元が実施する集會施設の新築、修繕等に対して、内容、利用戸数に応じて補助金を交付する。	地元所有並びに「集會施設条例」及び「広範囲多目的集會施設条例」で規定する集會施設	集會施設の新築、増改築、耐震改修、修繕、上下水道接続等に対して補助金を交付する。 ・事業費10万円以上 ・補助率1/2以内(上限有り) ・補助を受けた施設は、5年間補助金を受けることが出来ない。 ・補助金交付件数:16件	新築や増改築の申請は少なく、大半が修繕による申請である。今後も老朽化の振興により修繕要望は増加が見込まれる。 今後は地元等で管理が出来ない施設が増加することが予測される。	当面は現状を維持するが、今後は地元等で管理が出来ない施設の撤去等に対する対応を検討していく。
男女共同参画推進事業	男女共同参画まちづくり条例および第3次男女共同参画プランに基づき、市民を対象とした講座、フォーラム等を開催し、男女共同参画社会実現に向けて意識啓発を図る。	市民	・出前講座1回開催 ・フォーラム1回開催 ・ステップアップ講座2回開催 ・りぼん2回発行	講演会等は前年並みの参加人数があり目標を概ね達成しているが、できるだけ多くの人に参加していただくための市民ニーズの高い講座等の企画立案が難しい。 りぼん編集委員の担い手が不足しており、りぼん編集委員には毎月19時から21時頃までの企画編集作業のほか、取材などの立会も協力いただいているが、1回1,000円の報償費のため申し訳ない。	男女共同参画を取り巻く状況は複雑多様化しており、その意識啓発を目的とする情報紙「りぼん」の企画編集作業はこれまで以上に時間を要していることから、編集委員の報償費を定額から時間を単位とする額への変更を検討する。
協働推進課					
新見市地域づくり推進(補助)事業	地域住民が主体的に参画し、明るく住みよい地域づくりを目指した活動などの企画及び実施に係る費用の一部を支援することにより、地域活動等の維持及び強化による、地域全体の活性化及び地域の自立促進を図ることを目的とする。	市内で地域づくり活動を実施する団体	地域づくり活動に要する経費の3分の2以内(上限30万円)を補助する。 ・補助金交付件数:54件	地域づくり推進事業補助金が地域活性化に果たす役割は大きく、補助の必要性も十分あると考える。 申請事業の審査を地域審議会委員で行っているが、大部分が継続事業であるため、補助金等交付規則などに基づく内部審査のみで支障ないことや委員の時間的な負担も大きいことなどから見直しの必要がある。	平成30年度から補助金審査会での審査を廃止し、担当課による内部審査により交付事務処理を行うよう、審査方法に関する見直しを実施する。(制度本体の大幅な見直しは予定していない。)

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
財政課					
権限移譲の推進事業	国や県が管轄している事務等について、市がその事務を行う権限を移譲してもらうことにより、より実態に沿った事務等を行うことなどの市民サービスの向上を図る。	市民	法務局における事務の一部に関する権限移譲を国に対し要望したが、不可との回答を受けた。その他、国及び県から新規に移譲を受けた権限はなかった。	これまで先進的に行ってきたため、一定の成果を挙げている。 職員数が減っており、職員の事務負担増が懸念されるため、権限移譲を受ける事務を精査していく必要がある。	今後も、権限移譲を受ける事務については、市民サービスの向上と職員の事務負担の影響を鑑みながら進めていく。
税務課					
証明・照会事務	市民サービスの一環として、納税義務者の申請により課税台帳記載事項及び納付状況に基づく証明書を交付し、市民生活の利便の向上を図る。	市内に住所を有する(した)個人及び法人、市内に固定資産を有する個人及び法人並びに市内を定置場とする軽自動車等(車検を要するもの)の所有者	本人等の申請に基づき、市県民税課税証明書、所得証明、納税証明書、固定資産評価公課証明書、車検用納税証明等の各種証明を交付する。また、他市町村からの公用照会に対する回答を行う。 ・証明等取扱件数: 7,156件	情報提供ネットワークの運用開始により、添付書類の省略及び簡略化が見込まれることから、窓口での証明発行の減少が見込まれる。また、人口減少に伴う地方自治体の窓口サービス低下を防ぐため、窓口業務を専門に行う地方独立行政法人を新設するための法改正もなされており、今後の動向を見ながら検討する必要がある。(地方独立行政法人法の一部改正: H30.4.1施行)	現在、市民の利便性向上のため、市民課窓口や支局、市民センターで税証明の発行を行っており、当面は現状を維持する。
相続税法58条通知関係事務	国による相続税の適正な賦課のため、被相続人の情報や所有する固定資産の価格等を記載した通知書類を作成し、死亡届書を受理した日の翌月末日までに税務署へ通知する。	国(税務署)	死亡者情報の取得、固定資産の有無調査を行い、固定資産がある場合は、固定資産の一覧(名寄帳兼課税台帳)を出力して、通知書類を作成のうえ、毎月、送付する。 ・通知件数: 511件	通知件数は横ばいである。 死亡届書が他の自治体で受理された場合、受理した自治体からの連絡に時間がかかり、通知漏れになることがあるため、判明しだい税務署へ通知している。	必要性、執行方法は妥当であり、適正に処理できているため、現状を維持する。
情報管理課					
地図情報システム活用事業	おかやま全県統合型GIS(地理情報システム)を岡山県と県内15市町で共同利用している。新見市が提供するマップ(防災・観光等)及び岡山県が提供するマップ(防災・土地利用等)を、ホームページで「新見まちかどマップ」として公開している。	市民	平成33年9月までの5年間を期間として、平成28年10月に新システムへ移行した。 ①新見市が提供するマップ: 防災、観光、生活、医療福祉、公共施設、消防、道路情報、ため池、文化財、介護保険事業所 ②岡山県が提供するマップ: 防災情報、土地利用情報、農業農村情報、文化財情報等	新見市が保有する様々な地理空間情報を誰でも利用できるホームページにおいて提供することは、市民生活の利便性向上を図ることに有効であると考え。今後、利用件数が更に増えるよう検討する必要がある。	公開できるマップを増やすと共に、広く市民に利用されるように周知を行っていく。
情報通信施設整備事業	市情報通信ネットワークから各家庭(新築等)に通信線(光ファイバ)を引き込み、告知放送、インターネット、IP電話、ケーブルテレビ等のサービス利用が可能な高速・大容量の通信環境を整備する。	市民	市内全域から時期を問わず新規引込による設置要望があり、申請から設置までの期間を短縮するため、小規模工事として、随時施工している。 ・工事件数: 117件	高速・大容量の通信環境の市民ニーズは高いが、採算面から民間事業者による整備が見込めないため、公設民営方式での事業を継続していく必要がある。設置要望は新築家屋が主であり消費動向に影響を受けやすいことや施工可能な市内業者に限られることから計画的な発注が難しく効率性に欠ける。計画的な発注ができるよう市報にいま(平成28年12月号)で新築家屋への引込に関する記事を掲載している。	引き続き市民へ周知を図るとともに、新築情報の提供について市内建築業者等へ働きかけを行う。
監理検査課					
工事等検査事務	工事及び委託業務の竣工検査により、工公共工事の品質向上等を図る。また、工事の受注者及び発注者側監督員に対して、技術指導を行うことにより、技術力の向上を図る。	工事発注担当課及び工事受注者	国、県の基準改定があればその都度必要な見直しを行い、工事及び委託業務の竣工検査を実施している。 ・検査件数: 439件	国及び県の動向も見据え、検査員も新たな情報収集等を行い、施工業者及び市監督員の知識及び技術力向上を目指している。 更なる品質確保等を図っていく必要がある。	引き続き適正な工事施工、品質確保及びコスト削減を目標に適正な検査及び技術力向上に努める。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
福祉部					
市民課					
戸籍・住民基本台帳事務	戸籍法、住民基本台帳法等に基づき、住民票、印鑑登録証明書などの交付業務を実施している。	住民票、印鑑登録証明書などを必要とする市民	住民票、印鑑登録証明書などの時間外交付について、宿日直担当者が発行及び交付を行っていたが、事前の電話予約により市民課担当者が発行し、宿日直者は発行された証明書を交付することとした。 ・住民票、印鑑登録証明書等交付件数:252件	個人番号制度が導入されたことにより、個人情報より安全に管理する必要がある、証明書発行を市民課担当者のみに見直したが、スムーズに対応できている。 個人情報安全に管理するとともに、住民サービスの向上を図っていく必要がある。	引き続き、法令等に基づき業務を行い、当面は見直し内容により現状を維持していく。
国保ヘルスアップ事業(糖尿病性腎症重症化予防事業)	生活習慣の改善により、予防が効果的な疾病及び糖尿病性腎症重症化の予防事業を実施し、医療費の抑制、被保険者のQOLの向上及び健康寿命の延伸を図る。	市国民健康保険被保険者	業者委託によるハイリスク者へのアプローチを行っていたが、管理栄養士の資格を有する臨時職員を採用し、直営での保健指導及び栄養指導を行った。	専門的知識を有する保健師及び管理栄養士が定期的に保健指導及び栄養指導することで、対象者がセルフマネジメント技術を習得し、結果として身体的指標(検査データ)や自己管理行動が改善した。 今後、アプローチしていく対象者の選定について、医師会等と連携し検討していく必要がある。	人工透析への移行等重症化を引き続き予防する。高血圧や高血糖等の医療機関未受診者及び治療中断者へのアプローチなどの生活習慣病の早期介入について、医療機関等と連携し、効果的かつ効率的な実施方法を検討する。
にいき24時間安全安心相談ダイヤル事業	医師、看護師、保健師等の専門職が、市民の健康、医療、介護、育児等に関する相談を24時間年中無休体制で無料で電話相談に応じるもの。 市民の健康等に対する不安や悩みを軽減すること及び医療機関を受診せず電話で相談することにより、医療費を抑制することを目的とする。	市民	平成28年度から事業を開始し、業務委託により実施した。 ・電話相談件数:620件	医療資源が乏しい本市では、医療の充実のためにも実施する必要がある、24時間年中無休での対応は市民の安全安心につながっている。 幅広く周知することにより、医療費の抑制に努める必要がある。	愛育委員等との連携や健診などでの啓発など、ロコミによる広報宣伝を重点的に行っていく。
生活環境課					
市営バス更新事業	市営バスの車両については、購入から10年以上経年したものが多く、修繕等の維持経費がかさんでいることから、修繕費用が多い車両を順次更新し、修繕料の抑制と利用者へのサービス向上を図る。	新見市	更新の際には、利用実績に応じて小型化し、維持経費の削減を図っている。 ・平成27年度 更新台数 2台 ・平成28年度 更新台数 2台	平成22年から継続して行っており、修繕費の抑制ができ、利用者からも好評を得ている。 今後も、導入から10年以上経過した車両の入替を図る必要がある。	引き続き、車両の入替に関して、定期的な更新や利用実績に応じた小型化などを計画的に実施する。
環境学習事業	環境について学習する市内全小学校の4年生を対象に、家庭から排出されるごみの収集運搬状況、ごみ焼却施設、最終処分場、下水処理施設での処理状況等の見学学習を実施し、ごみの減量化等に関する知識の高揚を図る。	市内小学4年生(複式の場合3年生を含む)	家庭から排出されるごみの収集運搬状況、ごみ焼却施設、最終処分場、下水処理施設での処理状況等の見学学習を実施した。 ・市内13校(全17校の内、複式で前年度参加により、本年度不参加校4校を除く) ・児童229人が参加(10日間実施)	環境教育として、小学4年生を対象に全校で実施してきており、教科学習と併せ啓発効果が発揮されている。引き続き、全校の小学4年生を対象に実施していく。	全校で実施できており、引き続き小学4年生を対象として実施していく。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
福祉課					
戦没者追悼式開催事業	戦後70年の節目に際し、戦没者遺族をはじめ一般市民に戦争の悲惨さや戦没者の想いを引き継ぎ風化を防止し、戦没者の追悼と平和を祈念するために開催する。	戦没者の遺族(遺族会の会員数:約1,000人)、児童・生徒、一般市民の代表者等	戦没者追悼式の実施、運営 ・参加者数:444人	市民への周知も進み、平和の祈念という観点から開催の必要性は高いが、戦没者遺族の高齢化が進んでおり、今後参加者の減少が予想される。県内の自治体では社会福祉協議会に委託しているところも多く、事業規模によっては委託も可能と考える。	開催規模等検討すべき要素があり、経年的な実施の是非、実施運営の委託や段階的な規模の縮小及び廃止などを含め今後の事業の在り方を検討する。
新見市心身障害児福祉年金給付事業	在宅で生活している障害児を養育する保護者にかかる経済面や心理面の負担等を軽減する。	20歳未満の在宅の障害児	対象児童に対して手当を給付した。 ・受給者数:56人	障害児を在宅で養育する保護者の負担を軽減するために必要である。障害児の福祉サービスの充実等により、児童の身体障害者手帳等の取得者が増加傾向にあり、これに伴い受給者も増加していくと思われる。申請の翌月からの支給となるため、手帳交付時等にまれなく制度の案内を行い、受給漏れのないようにする必要がある。	引き続き、市民への周知に努め、適正に実施する。
新見市シルバー人材センター補助事業	少子高齢社会において、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現するため、地域に密着した就業機会を提供し高齢者の居場所と出番をつくる役割を果たしているシルバー人材センターの運営費を補助する。	新見市シルバー人材センター	シルバー人材センターの運営費のうち、国の補助金と同額分を本市でも補助する。 ・会員数:193人 ・受注件数:1,905件 ・契約金:62,303千円	高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進に寄与するとともに、草刈りや庭木の剪定等住民ニーズに沿った事業の実施により、その必要性は高い。ただし、人件費等の経常的経費が大半を占めているため、国や市の運営補助だけでなく、シルバー人材センターが主体的に会員数の増加や受注件数・金額の増加に向けた取り組みに努め、経営の安定化に繋げることが重要である。	シルバー人材センターの安定経営のため、今後も国と同額の補助を行うとともに、有益な国の事業の情報を把握し、同センターへの周知を行い、情報共有を図る。
社会福祉施設等の指定監督指導事務	岡山県から権限移譲を受けた事業であり、社会福祉法人の認可、定款変更の認可並びに法人及び施設運営の指導監督を行う。	社会福祉法人及び社会福祉施設	①平成26年度社会福祉法人等指導監査 3法人 27施設 定款変更等 1件 ②平成27年度社会福祉法人等指導監査 4法人 24施設 定款変更等 3件 ③平成28年度社会福祉法人等指導監査 3法人 24施設 定款変更等 6件	社会福祉法の改正により、社会福祉法人に対する指導監査の頻度が変わることで社会福祉法人及び社会福祉施設の同日指導監査が困難となり、指導監査に係る日数が増えるため、指導監査(会計部門)の委託料が増加する見込みである。指導監査において、専門的な知識、経験等(給食、会計実務など)が求められるので、人員の確保が課題である。	引き続き、社会福祉法等に従い年度毎に指導監査計画を立て、指導監査を実施していく。給食、会計については、専門的な知識が必要であり、給食は市職員である栄養士が対応している。会計は市職員では対応できないため、税理士をもって指導監査を実施しており、今後も当該税理士について継続的に確保するように努める。
介護保険課					
新見市地域介護・福祉空間整備推進交付金事業	地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域貢献等を支援する先進的・モデル的な取り組みを支援することを目的とする。	介護サービス事業者	【介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業】 各事業所につき事業費の10/10を補助(上限927千円) 【防犯対策強化事業】 各施設につき事業費の1/2を補助(上限1,800千円) ・介護ロボット導入事業所数:6箇所 ・防犯対策実施事業所数:3箇所	介護従事者の負担軽減や施設の防犯対策の強化に資することができた。平成28年度のみ事業(平成29年度は国の予算措置がなされていない)である。今後も同様の補助事業があった場合は事業者へ周知するなど、介護環境の改善に努める必要がある。	国の動向を注視し、同様の補助事業があった場合は事業者へ周知し、活用を促していく。介護ロボット導入促進事業に関しては、今後3年間利用状況を報告させ、導入効果を検証していく。
介護認定調査事業	申請者の自宅等を訪ね、厚生労働省の定めた要介護認定調査票を基に、介護の必要性を確認するため申請者の心身状態を調査する。	要介護認定者及び要支援認定申請者	職員や委託業者が、申請者宅や病院等を訪ね認定調査を行い、申請者の状況を正確に認定審査会に伝達すべく、調査票にまとめる。 ・直接実施件数:1,801件	総合事業の運用開始に伴い、要支援者の一部に認定が不要になったため更新申請が減少した。しかし、高齢化の進行により、新規申請件数及び状態悪化のための区分変更申請件数に大きな変動はない。	引き続き、公平公正で客観的かつ正確な調査を行っていく。
在宅医療・介護連携推進事業	平成27年度まで市民課が岡山県から委託を受け実施していた「在宅医療連携拠点事業」を、介護保険制度の改正に伴い地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の中で実施し、医療と介護の連携を図るもの。	高齢者並びに高齢者を支援する医療及び介護の関係者	①地域の医療・介護の資源把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	規定された8項目について、新見医師会の在宅医療介護連携支援センターまんとく、新見地域医療ネットワークと連携し着実に推進していくことが必要である。	在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer. 2の発出後、8項目の取り組みについて見直しを行っていく。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
健康づくり課					
将来のパパママ育成事業	①高校生に、妊娠及び出産のためのよい環境並びに女性のからだについての正しい知識を普及するとともに、自らのライフプランを早期に設計できるようにすることで、健康な妊娠、出産及び育児を目指すもの。 ②若い独身男女の作ること及び食べることへの意識を高めることで、将来の妊娠、出産及び育児に対する意識の底上げを図るもの。	市内の高等学校生徒、18歳～20歳代の独身男女	①高校生を対象に、妊孕性講座を行い、その後、ライフプラン設計を行う。 ②若い独身男女を対象に、調理実習等を行い、あわせてライフプラン設計を行う。	高校生の妊孕性講座を実施していない高校に継続して実施に向けて働きかける必要がある。 キッチンスタジオについて、募集方法や内容等を検討する必要がある。	1人でも多くの方が自分のライフプランが設計できる効果的な事業となるように事業内容を検討していく。 参加者が少なく、費用対効果の面から検討した結果、キッチンスタジオは中止し、高校生の妊孕性講座のみを実施する。
自殺予防対策事業	市民一人一人が自殺予防のための行動ができるよう、講演や研修会の開催等による普及啓発や地域の関係者が連携して取り組むための連絡会議などを通し「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指す。	市民	自殺予防講演会の開催、ゲートキーパー養成講座の実施、リーフレット等啓発用品の配布	市民を対象に実施した講演会・セミナーやゲートキーパー養成講座により実際のケースで行動がとれるようにし、自殺率の減少につなげる必要がある。	自殺に対する市民への理解や普及啓発が必要と考えられるため、引き続き、講演会等について、効果的な内容を検討し実施していく。
こども課					
広域保育事業	多様化する保育ニーズに応えるため、居住地以外の保育所等の利用(広域保育)に係る保育の委託及び保育の受託を行う。	居住地以外の保育所等への入所を希望する者	新見市内に住所を有する児童の市外保育所等への入所の委託及び新見市外に住所を有する児童の市内保育所等への入所の受託に関する連絡や調整等を行う。 ・広域保育事業利用人数(受託・委託):9人	委託、受託とも可能な限り保護者の要望に応じており、保護者の満足度は高い。 一部の保護者にとっては必要不可欠な事業であるため、今後も継続して実施する必要がある。	児童福祉法、新見市保育所等広域利用実施要綱に基づき、引き続き適正に実施していく。
児童手当支給事業	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者	対象者に児童手当の支給を行う。(支給月6、10、2月) ○3歳未満、3歳～小学生以下第3子以上 1人につき15,000円 ○3歳以上中学生まで 1人につき10,000円 ・児童手当対象児童数(延べ人数):36,104人	児童数の減少に伴い、支給人数、金額とも減少している。	国の制度のため、国に準じて行っていく。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
産業部					
農林課					
千屋牛振興会補助金 (千屋牛ブランド化推進 事業補助金)	千屋牛振興会が行う千屋牛のPR活動に対して補助 助を行い、千屋牛のブランド力向上及び普及を図 る。	千屋牛振興会(新見市・岡 山県備中県民局・阿新農業 協同組合、新見市和牛改良 組合等で構成)	補助金を交付した。 ・千屋牛振興会 指定登録店舗数:211店	補助金交付先である千屋牛振興会は千屋牛のブラン ド力向上に資する活動をしており、適正に事業を実施 している。	引き続き、事業の推進を図る。
小規模基盤整備事業 元利償還助成事業	金融機関から借入れた、ほ場整備事業に関する費用 の償還金(元金利息)に対して、助成を行うもの。 の。	農業者(ほ場整備受益者)	地元が実施した非補助ほ場整備事業に係わる借入 金の返済時に元金及び利息の助成を行う。	ほ場整備に係る費用は高額であるため、必要な事業 であるが、実施要望は減っているため事業費は縮小 傾向にある。	当面は現状を維持する。
スギ間伐材運搬経費 支援事業	ヒノキ材と比較しスギ材の売価が安価であるため、 スギ材を搬出間伐した場合の搬出経費に対して補助 を行うことにより、森林整備を促進させ森林の荒 廃を防止する。	森林所有者	スギ材を搬出間伐した場合に補助金を交付した。 ・スギ材搬出量 4,346㎡	新見市森林整備計画促進のため、本事業は必要であり、 人工林の間伐促進、林地残材の減少を図っている。 スギ間伐材の運搬経費は適正に補助している。	引き続き、事業の推進を図る。
商工観光課					
創業支援事業	創業による新たなビジネス、雇用の創造及び事業 継承を契機とした第二創業を促進することで、経済 の新陳代謝を図り、地域活性化につなげる。	市民(創業者及び創業予定 者)	創業者及び創業予定者に対して、創業時に必要と なる知識を習得させるため、創業セミナーを開催す る。(1シリーズ4回を2シリーズ実施) また、創業を行うものに対し、事業立ち上げ等に必 要な経費の一部を補助する。 ・創業セミナー受講者数:21人 ・創業支援事業補助金交付件数:4件	セミナーは市庁舎を会場にしており、経費の削減に努 めている。また、創業セミナー受講者の満足度は高 い。 平成28年度の新規事業であり、これから事業検証をし ていく必要がある。 補助金交付者に対するアフターフォローを実施し、廃 業等がおきないように注意する必要がある。	創業支援事業計画が5年計画であり、終期の平成31 年度末まで現状を維持する。 また、補助金交付者に対しては、経過を観察しなが ら、廃業するケースが発生する前に、セミナーの受講 や商工団体のフォロー等で、廃業しないよう取り組ん でいく。
周遊型観光ツアー助成 事業	本市の地域資源を活用した特色ある観光や広域 的な観光を促進させるとともに、交流人口の増加を 図ることを目的として、本市の観光施設等の観覧 の企画旅行(ツアー)を実施した旅行者に対して 補助金を交付する。	観光客	要件に該当する企画旅行(ツアー)を実施した旅行 業者に補助金を交付する。 補助金:日帰り 一人あたり2千円、宿泊 一人あた り4千円 上限:1ツアーあたり16万円、1営業所1年度100万 円 ・送客数:9,000人	申請される業者は新規で新見の観光スポットをツー アに組み込む旅行者が多く、ツアーで初めて新見に 訪れた観光客も多かった。 アンケートを通じての旅行者から声では、PRや土産 品の不足について要望があるため、対応の検討が必 要である。 宿泊旅行での申請がないことについても対応が必要 である。	アンケートの集計については、市内の観光地や食事 処等について、きめ細やかに意見を集めることができ ているため、現状どおり実施する。 更に誘客促進を図るため、事業内容(一人あたりの補 助金額)の充実や観光地等のPRの充実を図っていく。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
建設部					
建設課					
道路維持修繕管理事業	市道及び移管県道の修繕、清掃などの維持管理を行い、良好な道路環境を保持し、交通事故を未然に防ぐ。	市道及び移管県道	市道及び移管県道の修繕、清掃を行う。(建設課職員による直営及び業者への発注)	市民からの要望、職員によるパトロールより、修繕、清掃を迅速に実施できている。 簡易な修繕作業は直営で実施しコストを下げているが、施設の老朽化が進み費用は増加している。 道路維持修繕管理はコストと安全性を考えながら適正に実施していく必要がある。	本庁、支局と連携を密にし、安価で効果のある施工方法を検討していく。
国土調査事業	土地取引の円滑化や行政の効率化のため、土地の一筆ごとの境界、地番、地目等の調査及び面積の測量を行い、地籍簿及び地籍図を作成し、一般の閲覧に供する。その後、国から調査の成果の認証を受け、法務局へ登記を行う。	土地所有者	調査の計画及び現地調査の事前調査は直接実施した。 現地調査及び測量業務は、専門業者へ委託した。	事業量については補助事業で実施しているため、国及び県予算の状況に影響される部分が多いが、社会的ニーズも増加していくと思われるため、今後も事業を進めていく必要がある。	事業量は、国及び県予算の状況に影響される部分が多いが、土地所有者及び関係機関の協力を得ながら、事業を推進していく。
道路新設改良事業(市道 単独事業)	数多くの道路改良要望に迅速且つ柔軟に対応することを目的として、より多くの投資効果が期待できる側溝整備等による幅員拡幅や待避所の設置などを行う。	幅員狭小、曲線未修正等の市道	側溝整備等による幅員拡幅、見通しの悪い区間の解消や待避所の設置など小規模な市道及び移管県道の改良、舗装を行う。	弾力的に対応し一定の効果があつたが、今後、要望箇所の増加により将来コストの増加が見込まれるため、測量設計・施工方法等の検討が必要である。	限られた予算でより多くの路線に対応するため、職員による測量設計や安価な施工方法等を検討する。
都市整備課					
公営住宅管理事業	市営住宅の安全で快適な住まいを長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、住宅需要を把握し、改築更新、修繕、用途廃止を適正に進めていく。	市営住宅	市営住宅の需要を把握した上で、計画的な修繕や改善を行い、必要とされる住宅を供給する。 ・住宅供給戸数：289戸	市街地では、入居希望者が募集を上回る傾向があり、市営住宅のニーズは高い。 供給戸数288戸のうち276戸が築後20年を経過しており、耐用年数を超えた住宅が110戸である。今後、修繕費の増加が予想される。 地域の実情と需要を踏まえ、改築、修繕、用途廃止を進めていく必要がある。	今後、住宅需要等の調査を行い、新見市営住宅長寿命化計画を見直す。
空家等対策事業	市内全域を対象とした空家調査を実施し、結果をデータベース化することで、総合的な空家対策に資する。 空家等の除却及び応急措置に係る補助金を創設して、空家対策の促進に資する。	地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等	空家等の適正な管理に関する条例及び規則の制定。 平成29年度からの本格実施に向け、空家調査を行う。	本格始動は平成29年度からであるが、補助金に関する申請や問合せは増加する見込みである。 平成29年度に制定予定である空家等の除却及び応急措置に係る補助制度の普及啓発が必要である。	「空家等対策の推進に関する特別措置法」第7条により、設置した空家等対策協議会で、空家等対策計画を策定し、本市における空家対策の方向性を定める。 今年度創設した空家等の除却及び応急措置に係る補助金を活用し、空家対策を推進していく。 ホームページや市報により普及啓発を行っていく。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
上水道課					
料金賦課徴収事務(滞納整理:簡易水道料金)	水道事業は料金収入で運営しており、料金未納が発生すると事業経営に支障が生じるため、滞納整理事務を実施する。	簡易水道区域	新見市水道料金滞納整理事務取扱要綱により進めている。 ・滞納額:3,562千円	料金の公平性により必要であり、新見市水道料金滞納整理事務取扱要綱により、滞納額及び滞納件数が少ないうちに進めていく必要がある。	市外転出者等への滞納整理を行う。
唐松・長屋簡易水道上水道統合整備事業	唐松・長屋簡易水道は、ろ過設備がなく浅井戸から塩素消毒のみで各戸へ給水を行っているが、クリプト対策としてろ過設備の建設等を総合的に検討した結果、上水道に統合することとなった。	唐松・長屋簡易水道区域	上水道の受水のため、長屋屋内に受水槽と加圧ポンプ室を設置する。送水管を布設し、既設の配水池に送水する。	安定的な水道水の供給を行うため必要であり、簡易水道の統合は経営効率の向上となる。施設統合後も維持管理や老朽施設の修繕・更新を実施していく必要がある。	平成29年度が統合事業計画の最終年度であり、唐松・長屋簡易水道区域に対して、簡易水道事業から上水道事業への編入作業を行う。
下水道課					
処理場、マンホールポンプ、管渠等維持管理事業	改正下水道法において創設された維持修繕基準及び下水道法施行令第5条の12第3項で規定されている点検基準に基づき、腐食するおそれ大きい排水施設については5年に1回以上の頻度で点検し、維持修繕を行う。	下水道処理施設設備・汚水管渠、マンホール等	下水道処理施設設備・汚水管渠、マンホール等に対して運転維持管理、清掃点検等(下水道課職員による確認、委託管理業者)を実施することにより不良箇所を早期発見する。	水洗化が進むことによる汚水量の増加に伴い、安定した流入処理、適切な水質基準放流を維持するため、下水道関連施設の適正管理が必要である。 施設の統廃合によりコストは下がってきているが、施設設備等の老朽化により修繕コスト及び設備異常の対応業務の増加が考えられることから、施設設備の管理形態の効率化を見直す必要がある。	修繕規模及び箇所を見極め、順位を付けることで効率的に改善するため、約200箇所あるマンホールを5年サイクルで計画的に点検していく。 今後、処理場の運転管理の効率化、施設設備の老朽化や経年劣化に伴う計画的な点検等を検討する。
浄化槽設置事業	市民の快適な生活環境の実現と豊かな自然環境を守るため、浄化槽を設置している。	公共下水道等、下水道集合処理区域外	浄化槽設置 H26 34基 H27 31基 H28 31基	河川等の水質保全のため必要である。 新築・改築家屋に利用が多い。 環境保護への意識が高まってきており、市民の期待も大きいと思われ、引き続き広報活動を行っていく必要がある。 高齢者世帯、過疎化が進むにつれ、浄化槽の維持管理をどのようにしていくか検討する必要がある。	引き続き広報活動を行っていく。 非水洗化世帯への整備促進対策を行う。 空家対策として、早急な停止処理を行うとともに、今後は廃止や譲渡を含めた検討を行う。
教育部					
教育総務課					
スクールバス運営事業	小・中学校の統合に伴い、通学距離が遠距離となる児童生徒のため、スクールバスを運行する。	該当地区の小・中学生	・市所有スクールバス:新見5路線、大佐3路線、神郷7路線、哲多4路線 計19路線 ・備北バス委託スクールバス:下熊谷線、菅生線、唐松線、福本線、千屋線、井倉線、草間線 計7路線	学校の統合に伴い、児童生徒が安全に通学する手段として必要不可欠である。 車輛の老朽化が進んでおり、それに伴い修繕に係る経費が増加傾向にある。計画的に車両の更新を行い、児童生徒の安全な通学の確保及び管理経費の削減につなげる必要がある。	費用対効果の面から、児童生徒数の推移を考慮しつつ、計画的に車両を更新する。
教員住宅管理運営事業	市外から遠距離を通勤しなければならない教員に対し、住居を確保し生活支援を行う。	小中学校及び幼稚園の教職員	施設の維持修繕や住宅施設周辺の草刈り等の清掃活動を行った。 教職員以外(地域おこし協力隊)への貸出により、施設の有効利用を図っている。	学校統廃合による教職員の減少や道路改良による利便性の向上により需要が減ってきているため、平成26年度から教職員以外に「地域おこし協力隊」隊員の入居を認め、空き部屋のあった本郷住宅は全室入居者がいる。 利用が見込めない施設については、他の用途への転用、民間への譲渡・貸与を検討する必要がある。	需用のある教員住宅施設は、引き続き適正に管理運用していく。 利用見込のない施設は、関係機関に需要を照会するなど、転用等を検討して施設の有効利用を図る。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
学校教育課					
新見南小学校学級弾力化事業	正田小学校と新見南小学校の統合に伴う児童数の急激な増加や環境の変化による児童や保護者の不安を解消するため、本市独自に1学級30人編成とし、国及び県が定めた教員数に加えて、4人の教員を配置する。	新見南小学校教員	市費負担の教員を配置した。 ・市費教員の配置人数:3人	学校統合による環境変化に対する不安やその解消への要望等は大きく、教育環境整備として必要である。適正に実施できているが、市費教員の雇用にかかるコストに関して、採用者の年齢及び教育実践力を考慮していく必要がある。	適正に実施できており、引き続き、事業の推進を図る。
たくましい新見塩から子育て 思いっきり体験事業	長期宿泊体験活動を実施し、たくましく生きる自主自立の精神や郷土を大切に思う心を育てる。	新見市内小学校4年生～中学校3年生	新見市の自然や豊かな産業を活かした豊かな体験活動を行う。	本市の良さを子どもたちに知らせる機会として必要である。参加した児童生徒の満足度は高い。少ない予算で、充実した事業内容になるように工夫していく必要がある。	平成29年度は、サマーバージョンとして2泊3日の宿泊体験活動、ウインターバージョンとしての体験活動、そして小中学校区バージョンとしての体験活動の3つを柱として新見市の多くの児童生徒を対象として「塩から子」の育成を図っていく。地域の良さを発見できるプログラムを取り入れ、地域の人材を活用した活動を展開していく。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等の理由により放課後や長期休業時に家庭保育に欠ける児童の健全な育成を図るため、放課後等の保育を行う放課後児童クラブを運営する団体に対して補助金を交付するとともに運営面の指導を行う。	放課後児童クラブ	・市内10児童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金の交付 ・放課後児童クラブ支援員の確保協力 ・放課後児童クラブ運営の指導	保護者の要望に基づき、児童クラブが円滑に運営できるよう、支援員の確保や経理事務の改善を行う必要がある。他の子ども支援策との連携を図りながら、効率よく事業を実施する必要がある。	放課後児童健全育成事業は、子育て支援の一環であるため、こども課所管の他の支援策と併せて効率的に実施することを検討する。児童クラブの負担を軽減するため、補助金対象経費の見直しと補助金申請・交付事務の省力化を図る。
生涯学習課					
市民学習講座開設事業	市民への学習機会を提供するため、学習ニーズを把握し、それぞれのライフステージや各種生涯学習分野に関わる内容を企画及び実施することで、一人でも多くの市民が生涯学習へ参画できる機会を創出する。	市民	【宇宙の学校】小学生の親子を対象に年4回実施。 ※H28年度から実施 【市民学習講座】※H28年度に実施した教室 ①おいしい薬膳教室 ②チョウザメのふしぎ教室 ③かんたん燻製教室 ④世界の紅茶教室 ⑤たのしい型染め教室	生涯学習の機会を提供することは必要である。一部での市民ニーズ、参加者の満足度は高いが、参加者が固定されている。今後は、幅広く市民に提供できるまちづくりが必要であり、市民全体への広がりを図る必要がある。	幅広い年代層の参加が望める教室を実施する。
新見美術館収蔵品整備事業	幅広い分野の美術にふれる機会をつくり、本市の文化レベルのさらなる向上を図るため、中心的役割を担う新見美術館の収蔵品を充実させる。	来館者(市内及び市外)	特別展への出品作や新見市にゆかりのある作家・作品24点の寄贈があった。 収蔵点数 H27:1138点 → H28:1162点	市内外からの来館者が増加している。来館者が満足し、繰り返し美術館に訪問されるよう継続して事業を実施する必要がある。	継続して市民ニーズを把握し、関係団体等と協議しながら事業を実施する。
各種スポーツ教室の開催事業	平成23年度に造成されたスポーツ・文化振興基金の対象事業として実施する。晴れの国トップアスリート派遣事業の活用により事業の経費を抑えつつ、全国大会で活躍した指導者を講師として招へいし、市内の選手や指導者に対して技術指導や指導方法の講義を行う。	小中学生、高校生、指導者	トップアスリートを派遣し、競技力及び指導力の向上を図るスポーツ教室を実施した。 ・ミニバスケットボール教室(90人) ・ソフトボールフェスティバル(70人)	スポーツ少年団等で行っている競技を対象にスポーツ教室を実施しており、ニーズはあり、トップレベルの指導者による指導のため、満足度が高い。未経験の参加者が少ないことから、未経験者が参加しやすい教室を検討し、参加者数を増やしていく必要がある。	周知方法の見直しや未経験者が参加しやすい内容等を検討する。

平成29年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	平成28年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
消防本部					
消防本部総務課					
防火衣等整備事業	災害現場において、消防活動を行う消防隊員の個人防火装備には、特に高い安全性が求められ、隊員の安全性の向上、ひいては市民の安全の確保のため計画的に更新する。	消防職員	平成29年3月に消防庁から通知「消防隊員用個人装備に係るガイドライン」により、消防活動を実施するうえで安全上必要と思われる一定の性能を有する防火装備の基準が示されたため、本市装備の見直しを行った。	現在の防火服は、簡易な修繕を行いながら性能を維持しているが導入から約15年が経過している。「消防隊員用個人装備に係るガイドライン」に基づき、装備を更新することにより、安全な消火活動を行うことができ、市民を救出活動する場合の安全性が向上する。市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるうえでも実施する必要がある。	隊員の安全性、及び個人防火装備の更新にかかるコストを検討しながら、全消防隊員の装備を、ガイドラインに基づく性能を有する防火装備に更新していく。
消防団安全装備充実事業	消防団の装備の改善を集中的・計画的に進め、災害出場時における消防団員の安全確保に努める。	新見市消防団員	H27安全靴1,170足購入 H28携帯デジタル無線機10台購入 H29耐切削手袋1,200双購入 H30ヘッドライト713個購入	安全靴を貸与することにより、火災現場での消火活動や、特に片付け時に安全に消防団活動ができる。携帯型デジタル無線機を整備したことにより、捜索活動時の連絡手段を確実に行うことができ、団員の安全確保を図ることができた。市民の安全のための活動を行うものであることから、団員の安全を確保する装備を整えていく必要がある。	引き続き安全確保のための整備を行う。破損の程度を調査し、状況を見ながら破損品は補充する。
消防本部予防課					
火災予防啓発活動事業	火災予防対策を推進することにより、火災発生件数、死者や負傷者数等を低減し、安全・安心な地域とする。火薬類取締法、高圧ガス法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき事故対策を推進する。	すべての住宅、事業所、施設等	①車両による広報活動や、一日消防署長を市民に委嘱し火災予防広報活動を実施した。また、戸別訪問による住宅用火災警報器設置状況調査に合わせ、火災予防呼びかけた。 ②火災予防規制事務(予防査察・検査・指導) ③自主防災組織への指導	住宅火災からの逃げ遅れによる死傷者を軽減させるため、住宅用火災警報器の設置推進が必要である。また、設置義務付けから10年以上が経過しており、購入後10年を経過したものは取替えの時期を迎えることから、電池のみでなく本体ごとの取替えを市民に周知する必要がある。	住宅用火災警報器の設置及び取替えを、広報活動や戸別訪問による住宅用火災警報器の設置状況調査を活用し推進する。草焼等による火災発生の低減のための指導及び消防署への届け出等の周知を行う。
危険物取扱者関係事務	講習会や査察を実施し、危険物取扱事業所の関係者が自己啓発に努め、施設の保安上必要な知識や技術を身につけることにより、危険物事故の未然防止を図る。	消防法に定められている、指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う事業所の関係者	①危険物取扱者試験事前講習会 ②危険物取扱者保安講習会 ③危険物施設立入検査及び是正	危険物施設の保安管理は防災上極めて重要で、法令不適合危険物施設がないよう指導に取り組むとともに、関係者の保安意識の向上に努める必要がある。	積極的な査察を引き続き実施する。
消防本部警防課					
応急手当普及事務	救急講習の実施基準を定め講習を行い、市民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及する。	市民	一般救急講習(68回)、普通救命講習(12回)、上級救命講習(1回)を実施した。	応急手当の有効性及び必要性の認識を向上させていく必要がある。救急現場に居合わせた人の心肺蘇生実施率は50%台と高い数字を維持しており、この事業を推進する必要がある。	引き続き、講習を実施していく。